

(案)

病床整備に関する考え方（一般病床及び療養病床）

本県の病床整備については、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」(平成 11 年 4 月 1 日施行)に基づき、愛知県医療審議会医療体制部会及び各構想区域（2 次医療圏）(以下「構想区域」という。) の地域医療構想推進委員会の意見を聴いた上で病床整備が行われているところである。

これまで、すべての構想区域が病床過剰地域であったため、原則、増床を伴う病床整備は認められなかつたが、令和 6 年 3 月に策定した「愛知県地域保健医療計画」(以下「医療計画」という)に定めた新たな基準病床数により、多くの構想区域が非病床過剰地域となつた。

今後の病床整備については、下記に基づき、構想区域において真に必要とする病床整備を進めることとする。

記

1 地域医療構想の必要病床数と整合性を図るため、構想区域における病床整備数については、原則、基準病床数又は地域医療構想における必要病床数のいずれか少ない方とし、構想区域において不足する医療機能に係る病床の整備を対象とする。

ただし、必要病床数が基準病床数を下回る構想区域において、必要病床数以上、基準病床数以下で病床を整備するとき、又は構想区域において不足する医療機能以外の医療機能に係る病床を整備するときは、その必要性について慎重に検討を行うこと。

2 地域医療構想推進委員会で協議を行う際には、地域医療構想達成に向けた医療連携が十分図られるよう、事前に県病院団体協議会の幹事病院が各構想区域で開催する協議会等において、今後担う役割や医療機能及び医療従事者の確保等について説明を行うよう病床整備計画者に求めること。

特に、医療従事者の確保に関しては、当該構想区域の状況を勘案し、医療従事者の確保の実現可能性及び地域の医療提供体制に及ぼす影響について十分協議を行うこと。

3 診療所は、原則、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項に該当する病床を整備することとし、医療法第 7 条第 3 項による許可を受けることを要しない診療所の手続きによるものとすること。

4 病床整備計画の協議に当たっては、病床整備に係る申請等取扱いについて定めた「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」に基づき、病床整備の必要性、確実性を考慮した病床整備計画であること。